

「ブラウス」商品形態不正競争行為差止等請求事件：東京地裁平成 29(ワ)30499・平成 30 年 7 月 30 日（民 29 部）判決＜請求棄却＞▶特許ニュース No. 14803

【キーワード】

商品形態の模倣（不競法 2 条 1 項 3 号）、実質的同一性（酷似）、需要者の着目・印象、袖形状の相違、リボンの有無

【事案の概要】

本件は、原告が、被告に対し、被告において別紙 1 被告商品目録記載 1 ないし 6 の各ブラウス（以下、個別には同目録記載の番号に応じて「被告商品 1」などといい、これらを併せて「被告各商品」という。）の譲渡、譲渡のための展示又は輸入（以下「譲渡等」という。）をする行為は、別紙 2 原告商品目録記載 1 ないし 4 の各ブラウス（以下、個別には同目録記載の番号に応じて「原告商品 1」などといい、これらを併せて「原告各商品」という。）の形態を模倣した商品の譲渡等として不正競争（不正競争防止法 2 条 1 項 3 号）に該当すると主張して、①不正競争防止法 3 条 1 項による差止請求権に基づき譲渡等の禁止、②同条 2 項による廃棄請求権に基づき被告各製品の廃棄、③同法 4 条による損害賠償請求権に基づき損害賠償金 3 2 9 8 万 6 8 0 0 円及びこれに対する不正競争後の日（本訴状送達の日翌日）である平成 2 9 年 9 月 1 6 日から支払済みまでの民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いが無い又は後掲の証拠〔以下、書証番号は特記しない限り枝番の記載を省略する。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

原告（株式会社 P E T T E R S）は、婦人服等の企画、製造、販売を業とする株式会社であり、「t o c c o」等のブランド名を使用して婦人服を販売している。

被告（株式会社マキシム）は、衣料品等の販売、卸売及び輸出入等を業とする株式会社であり、「K O B E L E T T U C E」又は「神戸レタス」のブランド名を使用して婦人服を販売している。

(2) 原告各商品の販売

原告は、平成 2 7 年 8 月 7 日から原告商品 1 及び原告商品 3 の販売を、平成 2 8 年 3 月 1 8 日から原告商品 2 及び原告商品 4 の販売を、それぞれ開始した（甲 9）。原告は、原告各商品を「t o c c o c l o s e t」と題するインターネットショッピングサイトにおいても販売している（甲 2、2 2）。

(3) 被告各商品の販売

被告は、遅くとも平成 2 8 年 5 月 1 日以降、被告各商品を輸入し、公式ウェブサイト及び楽天株式会社の運営する楽天市場等の多数のインターネットショ

ッピングサイトや実店舗において、被告各商品を譲渡し、譲渡のために展示した。

(4) 被告による販売継続

原告は平成29年2月25日、被告に対し、不正競争防止法上の差止請求権に基づき、被告各商品の譲渡等の停止と在庫の廃棄を求める旨等を記載した警告書を送付したが、被告は原告の要望に応えることはできない旨を回答し、現在も被告商品の譲渡等を継続している。

2 争点

(1) 原告各商品は不正競争防止法2条1項3号の「他人の商品」に当たるか（争点1）

(2) 被告商品1は原告商品1の、被告商品2及び被告商品5は原告商品2の、被告商品3及び被告商品6は原告商品3の、被告商品4は原告商品4の各形態を模倣した商品であるか（争点2）

(3) 原告各商品の形態は不正競争防止法2条1項3号の「商品の形態」に当たるか（争点3）

(4) 損害の発生及び額（争点4）

【判 断】

1 事実認定

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告各商品の形態等

ア 原告各商品は、「a f r e s」の名称で、「チョイ肩見せお袖リボンお目立ち令嬢ブラウス」との説明を添えて販売されている色を除いて形態を共通にする商品である（甲2，22）。

イ 原告各商品の形態は、別紙2原告商品目録記載1ないし4の各写真のとおりであり、具体的には次のとおりである（甲2，5～8，16～21，22）。

(ア) 全体・シルエット

裾に向かって若干広がっているノースリーブブラウスに、ボリュームを持たせたフリル袖を縫い付けることで肩及び上腕の上部を少し見せる形態としたブラウスである。

(イ) 生地

生地は、布帛（織物生地）が用いられている。

(ウ) 色

原告商品1は黒色、原告商品2は濃いネイビー色、原告商品3はオフホワイト色、原告商品4は、白色と黒色の縦横とも同じ太さのギンガムチェックである。

(エ) 袖

袖は、その上部がブラウスの裾とほぼ水平になるようにフリルを設けて縫い付けられており、下部の広がりはあまりない。半袖と同様の長さがあっ

て、袖の長さより長い黒色のリボンが付されている。

(2) 被告各商品の形態等

ア 被告各商品は、「オープンショルダーデザイン♪フレアブラウストップス」との説明を添えて販売されている色を除いて形態を共通にする商品である(甲23)。

イ 被告各商品の形態は、別紙1被告商品目録記載1ないし6の各写真のとおりであり、具体的には次のとおりである(甲10～21, 23)。

(ア) 全体・シルエット

裾に向かって若干広がっているノースリーブブラウスに、ボリュームを持たせたフリル袖を縫い付けることで肩及び上腕の上部を少し見せる形態としたブラウスである。

(イ) 生地

生地は、布帛(織物生地)が用いられている。

(ウ) 色

被告商品1は黒色、被告商品2はネイビー色、被告商品3はアイボリー色、被告商品4は、白色と黒色の縦横とも同じ太さの原告商品4より幅が太いギンガムチェック、被告商品5は紺色(デニム色)、被告商品6はコーラル色である。

(エ) 袖

袖は、ボリュームのあるフリルを設けて縫い付けられており、半袖と同様の長さがあって、下部は広がっている。リボンは付されていない。

(オ) 襟

原告各商品よりも襟の前後の下がりがない。

2 争点2(被告商品1は原告商品1の、被告商品2及び被告商品5は原告商品2の、被告商品3及び被告商品6は原告商品3の、被告商品4は原告商品4の各形態を模倣した商品であるか)について

本件事案の内容に鑑み、まず、争点2について判断する。

(1) 実質的同一性について

ア 共通点について

原告各商品と被告各商品は、前記1の認定事実のとおり、(a)ノースリーブブラウスにボリュームを持たせたフリル袖を縫い付けることで肩及び上腕の上部を少し見せる形態としたブラウスである点、ノースリーブブラウスは裾に向かって若干広がっている点、(b)生地は布帛(織物生地)である点、(c)原告商品1と被告商品1の色は黒色で同じであり、原告商品4と被告商品4は白色及び黒色で構成される縦横とも同じ太さの格子柄(ギンガムチェック)である点で共通である。

イ 相違点について

原告各商品と被告各商品は、前記1の認定事実のとおり、①原告各商品の袖は、ブラウスの色を問わずいずれも袖の長さより長い黒色のリボンが付されて

おり、下部も余り広がらない形状であるが、被告各商品の袖は、リボンは付されておらず、裾は広がっており、フリルにボリュームがある点、②原告商品2の色は被告商品2のネイビー色より濃いネイビー色である点、原告商品2の色はネイビー色であるが被告商品5の色は紺色（デニム色）である点、原告商品3の色はオフホワイト色であるが被告商品3の色はアイボリー色であり、被告商品6の色はコーラル色である点、③原告各商品よりも被告各商品のほうが襟の前後の下がりがない点、④原告商品4の格子幅は被告商品4より細かい点で相違する。

ウ 判断

上記イのとおり、原告各商品は、裾に向かって若干広がったノースリーブブラウスにフリル袖を縫い付けたブラウスであるが、ノースリーブブラウスの部分には特徴的な点はないから、原告各商品のうち、特徴的であり需要者の目を引く部分は、フリル袖であるといえる。

そこで、袖について検討すると、原告各商品と被告各商品は、いずれもノースリーブに縫い付けられフリルを設けたものである点で共通するものの、上記相違点①のとおり、フリル袖の広がり及びフリルのボリュームの相違という袖形状の相違は、袖全体の形状であり着用時も含めて需要者の印象を大きく左右するものであるから、その相違の程度が些細なものであるとはいえず、形態の全体的な印象に影響を及ぼすものといえる。また、原告各商品と被告各商品には、黒いリボンの有無という相違がある。

原告各商品の黒いリボンは、正面から見たときに見える部分に付されており、袖の長さからはみ出す長さであるから、ブラウスの装飾として存在感があり、フェミニンさを強調するものである。さらに、地色が淡い原告商品3（オフホワイト色）及び原告商品4（白地に黒のギンガムチェック）においては、黒いリボンの存在は更に印象的である。したがって、リボンの有無は、全体的な印象を左右するものであるといえる。

以上によれば、需要者の着目するフリル袖の部分に上記相違（相違点①）があるから、商品全体の形態として対比した場合に、原告各商品と被告各商品が全体として酷似しているということはできない。よって、被告各商品の形態は、原告各商品の形態と実質的に同一であると認めることはできず、これに反する原告の主張はいずれも採用できない。

(2) 小括

したがって、被告商品1は原告商品1の形態を、被告商品2及び被告商品5は原告商品2の形態を、被告商品3及び被告商品6は原告商品3の形態を、被告商品4は原告商品4の形態を、それぞれ模倣したと認めることはできない。

結 論

以上によれば、その余の争点につき検討するまでもなく、原告の請求にはすべて理由がないから、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 筆者は、不競法において商品形態の類否を判断する場合、意匠法が物品の新しい形態（デザイン）の創作を保護する法律として存在している延長線上に、事業者間の公正な競争を維持するために不正競争防止法が存在していることを常に意識しているから、不競法による訴訟事件にあっても、原告が保護を求める自身の商品形態は、公知・周知なものではないか否かをまず認定し把握した後に、その形態は、結果として他人の商品と混同を生ずるおそれがあるものとなっていないかどうかを、観念的に想定するのである。

本件の場合、不競法事件であるから、仮に意匠権が存在していたとしても、すでに存続期間が満了した非意匠権侵害事件であるといえるから、専ら不競法違反の事案として、法目的を考えながら検討すればよいのである。

しかし、本件にあつて原告が被告を攻撃する根拠となる法規定は、不競法2条1項3号の他人の商品形態を模倣したとする理由であるから、不競法2条5項が規定する「模倣」の概念に該当するといえる事案なのかが争点となったのである。そして、「模倣する」とは、他人の商品形態に依拠し、実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう、と定義されているのである。

2. そこで、裁判所は、本件の争点を4つに区分した中で、争点1の原告の各商品は、法2条1項3号の「他人の商品」に当たるかや、争点3の原告の各商品形態は、法2条1項3号の「商品の形態」に当たるかや、の問題についてはさて置き、「本件事案の内容に鑑み、まず争点2について判断する。」と判示したが、なぜ争点1と争点3とを無視したのかはわからない。この2つの争点は、争点に価しない教科書にある解説を見ればわかるのだから判決においては省略するのだと、読者には解されるが、不競法事件の通常判決論理とは異なる論法であるように思う。

3. ところで、判決は、被告各商品と原告各商品とをそれぞれ対比した上で、「本件事案の内容に鑑み」として、被告商品の各形態は、原告商品の各形態を模倣した商品であるか否かの争点2について判断しているが、次のとおりである。

- (1) 原告商品1対被告商品1
- (2) 原告商品2対被告商品2と5
- (3) 原告商品3対被告商品3と6
- (4) 原告商品4対被告商品4

なお、裁判所は「本件事案の内容に鑑み、まず争点2について判断する。」と説示しながら、「その余の争点については検討するまでもなく、原告の請求にはすべて理由がないから」として、いずれも棄却すると判断しているのである。

4. 裁判所が両者の商品形態を対比し考察した点は、被告各商品の各形態は、他人である原告の商品形態を模倣した「実質的同一性」のあるものといえるかの点だけであり、原告の商品形態に「依拠した」ものかどうかについては説示してい

ないのである。

そこで、実質的同一性の有無を判断するに際しては、共通点と相違点とに分けて判断している。即ち、①共通点については、ノースリーブブラウスにボリュームを持たせたフリル袖を縫い付けることで、形及び上腕の上部を少し見せる形態のブラウスであり、ノースリーブブラウスは裾に向かって広がっている点その他2点を挙げているが、②相違点については、原告各商品の袖は、ブラウスの色を問わず袖の長さより長い黒色のリボンが付され、下部もあまり広がらない形状であるのに対し、被告各商品の袖は、リボンがなく、袖は広がって、フリルのボリュームの点その他3点を挙げている。

その結果、裁判所は、前記3で記述した(1)(2)(3)(4)の各関係については、いずれも実質的同一性のある形態とはいえないと判断したのであるが、結論としては妥当であろう。しかし、もう少し細部の構成態様の違いについての説示があってもよかったのではないだろうか。

○参考文献

牛木理一「商品形態の保護と不正競争防止法」(経済産業調査会 2004年)

[牛木 理一]

〔原告商品目録〕

以下の写真（正面及び背面）により示されるブラウス（品名【afres アフリス】商品番号 127-099387）

(1) 原告商品 1

正面



背面



(2) 原告商品 2

正面



背面



(3) 原告商品 3

正面



背面



(4) 原告商品 4

正面



背面



〔 被 告 商 品 目 録 〕

以下の写真（正面及び背面）により示されるブラウス（[C2203]との品番が付されているものを含みこれに限られない）

1 被告商品 1

正面



背面



2 被告商品 2

正面



背面



3 被告商品 3

正面



背面



4 被告商品 4

正面



背面



5 被告商品 5

正面



背面



6 被告商品 6

正面



背面

